

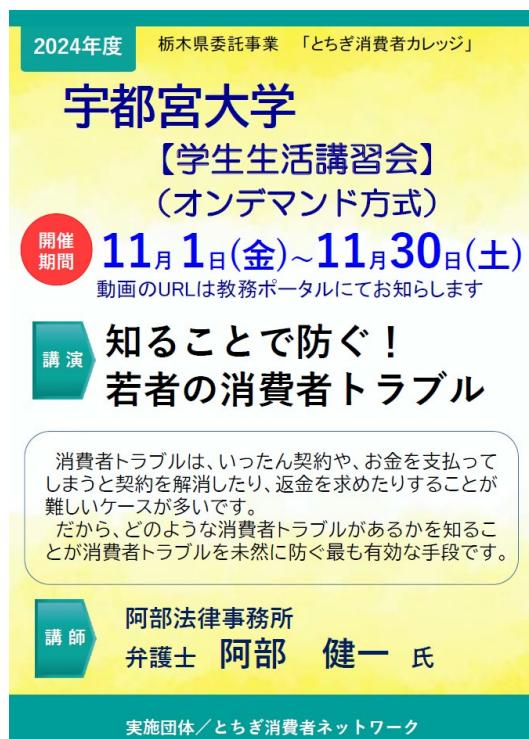
第4回学生生活講習会「知ることで防ぐ！若者の消費者トラブル」

近年、SNS等を通して消費者トラブルに巻き込まれるケースが後を絶ちません。「自分は引っかからない」と思っても、手口はますます巧妙化しています。

いったん契約を結んでお金を支払ってしまうと、契約を解消したり、返金を求めたりすることが難しいケースが多いです。

どのような消費者トラブルがあるかを「知る」ことが、消費者トラブルを未然に防ぐ「最も有効な手段」です。

そこで、今回はとちぎ消費者ネットワークを通して阿部法律事務所の弁護士、阿部健一先生にクイズ形式での講義を頂き、令和6年11月1日（金）から11月30日（土）までの1か月間、オンデマンドで消費者トラブルに関する学生生活講習会を開催し、140名が受講しました。



【関連リンク】

■[消費者トラブル FAQ \(独立行政法人国民生活センター\)](#)

■[栃木県／若者に対する悪質商法被害防止に向けた「特別電話相談」の実施について](#)

トラブルに巻き込まれそうだと感じた時やご友人などから相談を受け、判断に迷った時などは、一人で悩んだり、解決しようとしたりせずに、ご家族や指導教員など周囲の人々に相談しましょう。全国の[消費生活センター](#)など公的機関もあります。また、大学には[学生なんでも相談窓口](#)もありますので、ぜひご相談ください。